

沖縄県警察災害警備実施要綱の制定について

発出年月日：昭和60年 7 月 1 日

文書番号：沖例規備二 1

公表範囲：概要

改正 前略・・・平成25. 3 沖例規務 4

第 1 総則

1 目的

この要綱は、沖縄県警察の行う風水害等災害警備実施に関する基本的事項を定めることを目的とする。

2 災害の定義

この要綱において「災害」とは、次の各号に掲げる原因により発生する被害をいう。

- (1) 台風、大雨、高潮、津波、洪水及び地震等の自然災害
- (2) 大規模火災若しくは爆発等の特殊災害

3 警察の任務

災害に際しては、防災関係機関と緊密な連携の下、被災地における治安維持の万全を期するため、おおむね次の活動を行う。

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の把握
- (3) 被災者の救出及び負傷者の救護
- (4) 危険箇所の警戒
- (5) 住民の避難勧告及び誘導
- (6) 交通規制及び交通秩序の確保
- (7) 死体の見分、検死及び行方不明者の調査
- (8) 災害警備活動のための通信の確保
- (9) 被災地及び避難場所の警戒
- (10) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力
- (11) 広報活動

第 2 平素の措置

1 基礎調査

警察署長(以下「署長」という。)は、災害警備にそなえるため、平素から、次の事項について管内の実態を調査しておかなければならない。

(1) 調査事項

- ア 管内の地形
- イ 道路、河川及び橋の状況
- ウ 浸水危険箇所(地域)
- エ 山(崖)崩れ、地すべり及び落石等の危険箇所(地域)
- オ その他災害警備上の危険箇所(地域)

- カ 避難場所及び避難経路
- キ 宅地造成等の崩壊危険箇所(地域)
- ク 津波及び高潮の危険地域
- ケ 危険箇所(地域)とその周辺における予想される被害の状況
- コ 関係機関及び医療機関の所在地と連絡方法

2 災害警備用装備資器材及び通信機器の整備

関係所属長は、災害警備に必要な装備資器材及び通信機器の確保に努めるとともに定期及び随時、点検を行い、必要な補修、改善等の措置を講じ、警察活動に支障をきたさないよう努める。

3 関係機関との協力体制の確立

本部長及び署長は、災害対策について平素から県、市町村及び消防等防災関係機関との連携を密にし、災害警備活動が迅速・的確に実施できるよう協力体制を確立する。

4 教養訓練

- (1) 署長は、災害警備の万全を期するため、所属職員に対し、平素から関係法令の研究及び災害警備計画を周知徹底させ、常に的確な措置がとれるよう教養訓練を行う。
- (2) 署長は、市町村と連携し、災害に対する総合的な訓練の実施に努める。

5 防災意識の向上

署長は、常に管内における災害危険箇所(地域)の実態を把握し、あらゆる機会を通じて地域住民の防災意識の向上を図る。

第3 災害発生時及び事後の対応

1 避難・誘導

災害が発生した場合は、避難・誘導、被災者の救出及び交通秩序の維持等の諸活動を優先的に行う。

2 公共の安全と秩序の維持

被災者の救出又は救助の応急措置が終了した後は、行方不明者の捜査、死体の検死、犯罪の予防、検挙交通秩序の維持及びその他被災地における公共の安全と秩序の維持に当たる。

3 通信の確保

災害が発生し又は発生するおそれのある場合における通信は、次の要領により行うものとする。

- (1) 災害地における通信は、災害関係通信制を優先して取り扱うものとし、無線通信等が混雑する場合は、警察本部通信司令室において通信統制を行う。
- (2) 警察通信によることができないときは、公衆電話、防災無線その他あらゆる通信施設を利用して通信の確保に努める。